

令和 7 年 度

第 1 回 普 代 村 教 育 委 員 会
定 例 会 会 議 録

令和7年度 第1回 普代村教育委員会定例会 会議録						
委員会 年 月 日		令和 7年 4月30日				
会議の場所		普代村役場3階 第一委員会室				
開閉会日時及び宣言		開 会	令和 7年 4月30日 午後 1時30分		教育長 三 船 雄 三	
		閉 会	令和 7年 4月30日 午後 3時25分		教育長 三 船 雄 三	
応（不応）招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 4 名 欠席 1 名	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
	1	中 村 英 伸	出	4	大 村 克 伸	出
	2	熊 谷 榮 子	欠	5	三 船 雄 三	出
	3	畠 山 智 美	出			

職務のため会議に出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	教育次長	道 下 勝 弘	主 事 補	西 野 来 那
	指導主事	滝 浦 千加良		
	係 長	前 川 正 樹		
	係 長	長 根 寛 人		

議 事 日 程 及 び 会 議 に 附 し た 事 件	1 開 会 2 挨 拶 3 会期の決定 4 諸 報 告 1) 4月諸報告について 2) 普代村立普代学園建設整備事業推進プロジェクトチーム設置要綱の制定について 5 議 事 1) 議案第1号 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定に関し議決を求めることについて 2) 議案第2号 普代村社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて 3) 議案第3号 普代村文化財保護委員の任命に関し議決を求めることについて 4) 議案第4号 普代村学校給食センター運営委員の任命に関し議決を求めることについて 5) 議案第5号 普代村学校運営協議会委員の任命に関し議決を求めることについて 6) 議案第6号 普代村教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について 7) 議案第7号 普代村教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて 8) 議案第8号 第1期普代村教育振興基本計画策定方針に関し議決を求めることについて 6 協議事項 1) 令和7年度普代村教育委員会事業計画について ① 教育行財政等について ② 幼児教育・学校教育行政の方針と計画について ③ 生涯学習行政の方針と計画について 2) 当面する課題について 7 そ の 他 1) 各委員から 2) 5月行事予定について 3) その他 8 閉 会
--	---

会議の経過		内 容
開 会	教 育 長	ただいまから、令和7年度第1回普代村教育委員会定例会を開催いたします。
あいさつ	教 育 長	皆様お疲れ様でございます。令和7年度1回目の定例会となります。既に7年度も1ヶ月ほどが経過しております。先ず、皆様には今年度、1年間よろしく願いをさせていただきます。 4月5日の中学校入学式、7日の子ども園入園式、8日の小学校入学式と皆さんにはそれぞれ子どもたちの晴れ舞台にご参加をいただきました。園、小中学校それぞれ立派な入園入学式を挙行することができました。出席に感謝とお礼を申し上げさせていただきます。 今のところそれぞれ順調に新年度をスタートさせているようです。事故等の報告もございません。また、教育委員会事務局も前回の定例会でお示ししたと思いますが、事務職員1名減の体制となりましたが、教育次長を中心として7年度を乗り切ってまいりたいと思います。 義務教育学校開校を視野に数年前から小中一貫研究会に合同の体育祭の実施について検討をお願いしておりましたが、今年度、遂に開催できる運びとなりました。体育祭は1年生にとって、小中学校ともに小学生になった、中学生になったことを自覚できる大きな行事となります。実施は5月17日土曜日を予定しております。場所は中学校。合同という意味合いでは、全ての児童生徒が、そして教職員が初の試みということになります。試行錯誤等ありながら進めているとは思いますが、しかし、大きな一歩を踏み出したものとご理解いただき、温かく見守っていただければと思います。 その義務教育学校ですが、いよいよ今年度、建設工事の着手の段階となりました。学校名も普代学園。校章につきましても岩泉町出身、盛岡在住のデザイナーに依頼して、近々完成するという運びとなっています。まだ修正等あるかもしれませんが、今までの校章のイメージを覆す斬新な校章になるのかなあとと思います。今後におきましては、校歌あるいは学園歌となるか、あとは制服、運動着、通学路のこと、9年間を見据えた教育課程の編制、それに伴う小中学校の閉校への準備、義務教育学校開校式の検討など、建設と合わせ粛々とその準備に備えていかなければならないと考えております。皆様にもご協力をお願いしなければならないこと多々あると思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

会議の経過		内 容
		さて、本定例会の次第では、この後、諸報告、議事、そして協議事項となっておりますが、指導主事がこの後出張となっておりますので、順番を変更して、諸報告の後に協議事項、次に議事にしたいと思いますので、ご了解くださいますようお願いいたします。協議事項では令和7年度の教育委員会事業計画をそれぞれの担当がご説明申し上げます。議事に関しては、令和7年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定に関し議決を求めることについて等、8件の議案を上程しております。ご審議の上、全議案原案通りにご承認賜りますようお願いをさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。
会期の日程	教 育 長 各 委 員 教 育 長	それでは3の会期の決定に移らせていただきます。本定例会の会期を本日一日限りとすることとしてよろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。
諸 報 告	教 育 長 教 育 次 長 教 育 長 中 村 委 員 教 育 長 畠 山 委 員 中 村 委 員 教 育 長	4 諸報告、1) 4月の諸報告についてと、2) 普代村立普代学園建設整備事業推進プロジェクトチーム設置要綱の制定について、事務局の説明を求めます。 それでは4月の諸報告について説明いたします。 (4月諸報告を朗読説明「説明内容は記載を省略」) 4月の諸報告について報告いただきました。何かご質問等はございませんでしょうか。 授業参観に行けなかったんですが、どんな状況だったんでしょうか。小学校の状況は聞いたんですが、中学校がどんな感じだったか。 消防演習のリハーサルがあって私も行けなかったんですが、どなたか行った方はいますか。 中学校は各担任の先生がそれぞれの学年の授業をしまして、和やかな雰囲気、特に1年生は体育の先生で、綱引きを保護者として、盛り上がっていました。中学校は落ち着いていたように見えました。 わかりました。ありがとうございます。 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

会議の経過		内 容
	各 委 員 教 育 長	はい。 無ければ、1) の4月諸報告については終了いたします。
	教 育 次 長	次に、2) 普代村立普代学園建設整備事業推進プロジェクトチーム設置要綱の制定について、ご報告いたします。事務局の説明を求めます。
	教 育 次 長	普代村立普代学園の整備事業を推進するため庁内にプロジェクトチームを設置いたしましたので、ご報告いたします。お配りいたしました資料、設置要綱をご覧ください。要綱第1条にはプロジェクトチームの設置を、第2条には所掌事務を定めております。第3条には設置期間を定め、その期間は事業が終了するまでとしております。第4条には組織及び職務を定めており、推進チームの総括長は副村長、副総括長は教育長としております。推進チーム員には、総務課、建設水産課及び教育委員会事務局の課長職、係長を置き、総務課は事業に要する財源について、建設水産課は建設工事等の技術的事務について、教育委員会事務局は国庫負担金等の事務及び事業推進に係る総括的事務を所掌いたします。メンバーは下の表のとおりとなりますのでご覧ください。なお、この要綱は、本年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。
	教 育 長	説明が終わりました。この件について何かご質問がありましたらお願いいたします。建設に当たっては、教育委員会だけでは無理なので、建設課、お金の面では総務課、3課でプロジェクトチームを設置して、建設整備事業を推進していきます。既に1回会議を開催しています。
	教 育 次 長	明日は設計業者との打ち合わせもありますので、事前協議を行いたいと思っています。なお、プロジェクトチームの会議については、改めて第何回ということで開催するのではなく、機動的な行動となるよう考えております。明日は工事費の関係で、業者を交えて会議を行う予定です。
	教 育 長	よろしいでしょうか。
	各 委 員	はい。
	教 育 長	無ければ、以上で4の諸報告を終わります。
協 議 事 項	教 育 長	それでは5の議事を飛び、次に6の協議事項を行います。協議事項の1) 令和7年度普代村教育委員会事業

会議の経過		内 容
	教 育 次 長	計画を議題といたします。はじめに①教育行財政についての説明をお願いします。 自己紹介を兼ね、本年度の事業計画について説明させていただきます。教育委員会事務局教育次長の道下でございます。2年目になります。よろしくお願いいたします。私からは、①教育行財政について説明させていただきます。 （①教育行財政について説明「説明内容については記載を省略」） 次に②の幼児教育・学校教育行政の方針と計画についての説明をお願いします。指導主事からお願いします。
	指 導 主 事	本年度からお世話になっております指導主事の滝浦と申します。よろしくお願いいたします。幼児教育、学校教育行政の方針と計画について説明いたします。はじめに、子ども園、学校教育指導計画の体系についてご説明いたします。 （②幼児教育・学校教育行政の方針と計画について説明「説明内容については記載を省略」）
	学校教育係長	今年度も学校教育と学校建設を担当いたします長根でございます。よろしくお願いいたします。 （②幼児教育・学校教育行政の方針と計画について説明「説明内容については記載を省略」）
	教 育 長	教育行財政と学校教育係の説明が終わりました。ここまででご質問等あればお願いします。
	中 村 委 員	学校給食費のことについてですが、今年になってからお米の値段が上がっているとか、私、学校給食を納めているんですが、原材料費がとても上がってしまして、村側で1食当たりの基準額を上げる若しくは保護者負担をお願いするなど考えていないのでしょうか。
	教 育 長	運営委員会で管内の基準額を示していますが、概ね同じぐらいの額にはなっています。現在、栄養教諭に話を聞いても物が高くて大変だというお話でした。結局この基準額を上げても無償化は無償化で続けるんだと思います。この単価かける人数では賄いきれない。おそらく今年も補正をしないと難しくなるかもしれない。
	教 育 次 長	材料費の高騰については栄養教諭から聞いています。先程教育長が説明した通り、栄養教諭も危機感を持っています。この基準額を出した時もそうだったんですが、それ以上に現在物価が上昇しています。この状況

会議の経過		内 容
		については、管内の栄養教諭と情報共有した中で、他の市町村でどのような対応を行うのか見守りましょうということにしています。管内の市町村で基準額を上げるということは現時点考えていない、何とかやりくりするということでした。普代村は完全無償化ですが、管内では利用者負担のある市町村もあります。当然、基準額が上がれば利用者負担も上がります。一部の市町村では上昇分を全額行政が負担するということを検討しているところもあるようです。
	中 村 委 員	保護者側も村側もお互い大変だと思うので、米も異常な値上がりなので、皆で少しずつ我慢し合って、先ずこのことはここで決めることではないんですが。
	教 育 長	給食費の完全無償化は村長の公約ですので、如何なる物価の上昇も有料化はしないと思います。先日栄養教諭と話したんですが、普代村ではささやかでもデザートを出しているんですが、出していない市町村や出すのを止めた市町村もあるようです。しかし、栄養教諭はやめたくないというお話を先日もしていました。お米については学校給食会から仕入れていますので、市場に比べ安い単価で入っているようです。
	畠 山 委 員	お米に関連してなんですけど、お米の量が去年と比較して、高学年と中学校の量が少なくなっていて、この量で調整しているのかなあと。食べ盛りの、成長盛りの子どもたちのご飯の量を減らした理由というのが気になるなあと思いました。それと去年との比較でいうと、学校給食施設費の維持管理費、材料費のところの予算が下がっているところが、どういうことなのかなあと気になっていました。栄養学的には栄養士さんが考えてくださっているんだろうなあと思っていますが、量が少なくなっているのが気になりました。
	教 育 次 長	明確な答えを今準備はできていませんが、米の高騰を理由にグラムを減らすステルス値上げといったことは行っていないと思いますが、この件については確認の上、次期定例会でご報告いたします。あと、給食センターの維持管理費については、児童生徒数の減少により材料費は減ります。また、電気料金の値下げがありましたので減額してございます。
	教 育 長	よろしいでしょうか。グラム数の件については後程ということをお願いします。その他ございませんでしょうか。

会議の経過		内 容
	大 村 委 員	給食関連ですが、献立の多様化のリクエスト給食、行事食、郷土食、セレクト給食は選択食なんですか。年間の計画はどのようになっているのでしょうか。
	教 育 次 長	セレクト給食は子どもたちが選ぶ給食で、代表例としては、クリスマスのときの子どもたちがそれぞれケーキを選ぶことができます。リクエストは子どもたちのリクエストに応じ、個々ではなく全体へのメニューとして提供しています。クリスマス以外のセレクト給食については確認しておきたいと思います。
	大 村 委 員	ありがとうございます。あと1点、基本的なことなんですけども、施設一覧の中にうちの子保育園は含まれないということでよろしかったでしょうか。
	教 育 次 長	うちの子保育園は民間の施設で、無認可の保育施設は県の所管となっています。ただし、村の施策に関連する施設でありますので、政策推進室を窓口とした中で全庁的なサポートはしていきたいと思っておりまして。ということで、この組織図、構成図には入っておりません。
	大 村 委 員	わかりました。
	教 育 長	他にございませんでしょうか。よろしいですか。
	各 委 員	はい。
	教 育 長	以上で、①教育行財政と②幼児教育、学校教育行政の方針と計画については終わりました、③生涯学習行政の方針と計画についてお願いします。
	生涯学習係長	4月1日に着任いたしました前川と申します。これまで9年間、観光係を務めてまいりました。観光業務におきましても皆様には大変お世話になりました。立場は変わりますが、これからもご指導ご協力よろしくお願いいたします。それでは③の生涯学習行政の方針と計画について説明させていただきます。 (③生涯学習行政の方針と計画について説明「説明内容については記載を省略」)
	教 育 長	説明が終わりました。何か皆さんからご質問等あればお願いします。
	中 村 委 員	質疑ではなく、訂正箇所があると思うんですが、各種スポーツ大会の日程が。
	教 育 長	これは一つずつ繰り上がります。村長杯のマレットゴルフが7月6日、村長旗争奪野球大会が8月14日、

会議の経過		内 容
	中 村 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 次 長 教 育 長 各 委 員 教 育 長	はまゆりマラソンが 10 月 4 日、屋内グラウンドゴルフ大会が 2 月 15 日となります。大変申し訳ございません。 8 月 14 日は盆野球のことですね。 そうです。正式名称は村長旗争奪地区対抗野球大会です。なかなか地区対抗にならない現状がございまして、混合チームとなっています。70 回を機に見直しては、という話もありましたが今も続いている状況でございます。その他ございませんでしょうか。よろしいですか。 はい。 ありがとうございます。それでは、③生涯学習の方針と計画については以上とさせていただきます。 次に、2) 当面する課題について、事務局はありますか。 特にございません。 皆様もよろしいでしょうか。 はい。 当面する課題については何も無いようですので以上とさせていただき、6 の協議事項を終わらせていただきます。係長はここで退出してください。
議 事	教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 長	次に、5 の議事に移ります。本日は 8 件の議案がございしますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、議案第 1 号令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関し議決を求めることについて議題といたします。なお、本件は個人情報を含む内容となりますので、普代村教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき非公開にしたいと思いますがご異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認め、これより非公開といたします。 (議事録非公開) 以上で非公開を終了いたします。

会議の経過		内 容
	教 育 次 長	次に、議案第 2 号普代村社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第 2 号普代村社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて。次のとおり普代村社会教育委員を委嘱することについて議決を求める。 提案理由は、普代村社会教育委員の定数及び任期に関する条例第 3 条の規定に基づき、委員に欠員が生じたため、その後任として委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。任期は前任者の残任期間とし、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までとなります。 原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第 2 号の説明を終わります。
	教 育 長	議案の説明が終わりました。質疑を許します。
	各 委 員	(質疑なし)
	教 育 長	それでは質疑を終結いたします。議案第 2 号については原案のとおりとしてよろしいでしょうか。
	各 委 員	異議なし。
	教 育 長	異議なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。
		次に、議案第 3 号普代村文化財保護委員の任命に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。
	教 育 次 長	議案第 3 号普代村文化財保護委員の任命に関し議決を求めることについて。次のとおり普代村文化財保護委員を任命することについて議決を求める。 提案理由は、普代村文化財保護条例第 43 条及び第 44 条の規定に基づき、任期満了に伴い委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。委嘱期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 3 年間でございます。現在まで委員は 5 名でありましたが、1 名の方から辞退の申し出があり、4 名の方を再任しようとするものでございます。今後、文化財保護委員の皆様と相談をさせていただきながら、補充等検討してまいりたいと考えております。

会議の経過		内 容
	教 育 長	原案のとおりご承認を賜りますようお願いさせていただき、議案第3号の説明を終わります。
	各 委 員	議案の説明が終わりました。質疑を許します。
	教 育 長	(質疑なし)
	各 委 員	補充の説明がありましたが、委員定数は10名以内となっておりますので、最低でも半数、5人は必要だと考えています。ここにある方、4名は再任で内諾を得ているものです。よろしいでしょうか。
	教 育 長	はい。
	教 育 次 長	それでは質疑を終結し、議案第3号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。 続きまして、議案第4号普代村学校給食センター運営委員の任命に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。
		議案第4号普代村学校給食センター運営委員の任命に関し議決を求めることについて。次のとおり普代村学校給食センター運営委員を任命することについて議決を求める。 提案理由は、学校給食センター設置条例第6条の規定に基づき、委員に欠員が生じたため、その後任として任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。任期は前任者の残任期間とし、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとなります。
	教 育 長	原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第4号の説明を終わります。
	各 委 員	議案の説明が終わりました。質疑を許します。
	教 育 長	(質疑なし)
	各 委 員	よろしいですか。
	各 委 員	はい。
	教 育 長	それでは質疑を終結し、議案第4号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。
		次に、議案第5号普代村学校運営協議会委員の任命に関し議決を求めることについて議題といたします。 事務局の説明を求めます。

会議の経過		内 容
	教 育 次 長	議案第 5 号 普代村学校運営協議会委員の任命に関し議決を求めることについて。次のとおり普代村学校運営協議会委員の任命をすることについて議決を求める。 提案理由は、普代村学校運営協議会規則第 7 条及び第 9 条の規定に基づき、任期満了に伴い任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。裏面の候補者名簿をご覧ください。 委嘱期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 2 年間でございます。20 名の方々を任命しようとするものでございますが、1 名の方につきましては、所属する団体において、会長又はそれ以外の役員など、お引き受けする方がまだ決まっておりませんでしたので空欄としております。団体の意向等確認した上で、任命の手続きを進めてまいります。その際は専決での報告になりますことをご了解願います。 原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第 5 号の説明を終わります。
	教 育 長	議案の説明が終わりました。質疑を許します。
	中 村 委 員	10 番の方の名字が誤っているようです。
	教 育 次 長	修正し、差し替えさせていただきます。
	教 育 長	大変失礼いたしました。20 名の中で新任の方は。
	教 育 次 長	4 番から 7 番、13 番、16 番、20 番の方が新任となります。その他の方は再任です。
	教 育 長	他にございませんでしょうか。
	各 委 員	ありません。
	教 育 長	それでは質疑を終結し、議案第 5 号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。 続きまして、議案第 6 号 普代村教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について議題といたします。事務局の説明を求めます。
	教 育 次 長	議案第 6 号 普代村教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について。普代村教育振興基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。 提案理由は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく教育振興基本計画を策定するに当たり策定委員会を

会議の経過	内 容
教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 次 長	設置する必要があるため、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものである。これが、この議案を提出する理由である。裏面をご覧ください。 第1条は策定委員会の設置を、第2条は所掌事項を定めております。第3条は組織を定めるもので、委員は15人以内、第1号から第5号までの委員を教育長が委嘱するものでございます。第4条は任期を定めるもので、委嘱の日から第2条の規定による報告のあった日まで、計画が策定される日までを任期とするものです。第5条は委員長及び副委員長を、第6条は会議を、第7条は意見の聴取を、第8条は部会の設置について定めております。第9条は庶務を定めるもので、教育委員会事務局が処理するものでございます。なお、附則といたしまして、この要綱は公布の日から施行するものでございます。説明は以上となります。 原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第6号の説明を終わります。 議案の説明が終わりました。質疑を許します。 (質疑なし) よろしいでしょうか。 はい。 それでは質疑を終結し、議案第6号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。 続きまして、関連する議案第7号、普代村教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第7号普代村教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて。次のとおり普代村教育振興基本計画策定委員会委員を委嘱することについて議決を求める。 提案理由は、普代村教育振興基本計画策定委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。裏面をご覧ください。 委嘱しようとする方は名簿に記載された15名でございます。1号委員の学識経験者は2名で追手門学院大学名誉教授の山本先生と國學院大學客員教授の橋本先生、2号委員の学校教育関係者は4名で子ども園の園

会議の経過	内 容
教 育 長 大 村 委 員 教 育 次 長 教 育 長 教 育 次 長 教 育 長 大 村 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 次 長	長及び小中学校長、3号委員の社会教育関係者は4名で文化財保護委員、芸術文化協会会長、スポーツ推進員協議会会長及びはまゆりスポーツクラブ会長、4号委員の保護者の代表は4名ではまゆり子ども園とつちのこ保育園の保護者代表と小中学校PTA会長、5号委員の教育長が必要と認める者は1名で県北教育事務所教務課主任指導主事。以上の方々を委員として委嘱しようとするものでございます。説明は以上となります。 原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第7号の説明を終わります。 議案の説明が終わりました。質疑を許します。 任期の委嘱の日からとは。 第1回目の委員会が開催される日を委嘱の日としています。 初めての組織となりますので、そのようにしていました。まずは、本定例会でお認めいただいた後、会議の日程を調整し、その日をもって委嘱するというようにご理解いただければと思います。 最初の会議において、それぞれの方に、教育長より委嘱状を交付させていただき、その日から策定が終わるまでを委員としてお願いしたいと考えております。 よろしいですか。 はい。 他にございませんか。 ありません。 それでは質疑を終結し、議案第7号については原案のとおり可決いたします。ありがとうございます。 次が最後の議案となります。議案第8号第1期普代村教育振興基本計画策定方針に関し議決を求めることについて議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第8号第1期普代村教育振興基本計画策定方針に関し議決を求めることについて。第1期普代村教育振興基本計画策定方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。 提案理由は、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定に基づき、第1期普代村教育振興基

会議の経過	内 容
	本計画策定方針を定めようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。裏面をご覧ください。 はじめに、1の策定の趣旨でございますが、普代村では教育、学術及び文化の振興に関する施策の根本となる普代村教育大綱を基本理念、基本方針として定め、本村の教育をめぐる現状と課題を踏まえながら、その実現に向けて施策を推進してきました。また、平成20年度に策定した普代村教育ビジョンに基づき、普代型スクール・コミュニティー構想の実現、小中一貫教育及び義務教育学校の整備推進に取り組んできました。この間、国では令和5年6月に第4期教育振興基本計画を策定し、岩手県では令和6年度からの5か年を計画年度とする岩手県教育振興基本計画（2024～2028）を策定したところであります。 こうしたなか、現行の普代村教育ビジョンには、普代型スクール・コミュニティー構想、小中一貫教育及び義務教育学校整備に関する基本的な方向性は示されているものの、文化芸術、生涯学習、スポーツなどの施策全体は盛り込まれていない状況です。今後の本村の教育に関する施策を総合的かつ計画的に進め、令和9年度開校予定の義務教育学校での9年間を貫く教育基盤の整備を図るためには、教育行政の施策全体を盛り込んだ新たな教育ビジョンが重要となることから、国及び岩手県の教育振興基本計画を参酌するとともに、本村の上位計画である普代村総合発展計画を踏まえながら、令和8年度からの5か年を計画期間とする第1期普代村教育振興基本計画を策定するものでございます。 2の計画策定の視点を6つ掲げております。1つ目は国や県の動向を踏まえた計画の策定でございます。先程の趣旨と重なる内容となっておりますので、説明は割愛いたします。 2つ目は社会環境の変化に対応した計画の策定でございます。教育を取り巻く社会環境の変化や子どもをめぐる状況の変化に対応して、教育の果たす役割はますます重要となっており、SDGsやDXの推進などの新たな視点も取り入れながら計画を策定します。 3つ目は教育を取り巻く状況と市民ニーズを踏まえた計画の策定でございます。アンケート調査やパブリックコメントから提言を受けるなど、村民のニーズを把握し、計画を策定します。

会議の経過	内 容
	4 つ目は第 2 期普代村教育大綱及び第 5 次普代村総合発展計画の達成状況と評価を踏まえた継続性のある計画の策定でございます。教育大綱と総合発展計画に掲げられた数値目標の達成状況を踏まえて計画を策定します。なお、本村の教育が目指す姿である、教育大綱として定める教育の基本理念と基本方針については、継承することを前提として計画を策定します。 5 つ目は実効性のある計画の策定でございます。村民に分かりやすい計画であること。また、具体的な取り組みを体系化し、特に優先的に取り組むものを重点的取組として明確化します。 6 つ目は村長部局と連携した計画の策定でございます。教育行政との関わりの深い村長部局の担当所管との連携を図りながら計画を策定してまいります。 3 の計画期間は、第 6 次普代村総合発展計画と合わせ、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間とします。 4 の計画策定の体制は、庁内検討組織と計画策定委員会、そして、アンケート調査、パブリックコメントとしております。 5 の諸計画の関係は、国県の計画を参酌し、第 6 次総合発展計画との整合性を図ります。なお、教育大綱との関係については、教育大綱を本計画に包含したものとして策定いたします。 6 の村議会との関係は、適宜、策定状況を議会に報告し進めてまいります。 7 の計画策定のスケジュールは、次のページとなります。7 月頃にアンケートを実施し、9 月骨子案、11 月素案、来年 1 月計画案、2 月パブリックコメント、3 月計画決定。その間、策定委員会を 5 回程度開催する予定としております。 このスケジュールに記載のとおり、計画策定におきましては外部組織である計画策定委員会での検討内容を総合教育会議あるいは教育委員会会議で審議することになります。このことから策定委員会の委員に教育委員会が入入ることにはなりませんので、ご理解、ご承知おきいただきたいと思います。説明は以上となります。 原案のとおりご承認賜りますようお願いさせていただき、議案第 8 号の説明を終わります。

会議の経過		内 容
	教 育 長 中 村 委 員 教 育 長 畠 山 委 員 教 育 次 長 教 育 長 教 育 次 長 教 育 長 各 委 員 教 育 長	議案の説明が終わりました。質疑を許します。 先程の 15 人の方々が検討協議したことを、この定例会に諮るということでしょうか。 定例会や村長が入る総合教育会議においてお諮りすることになります。 計画策定委員会の開催を 5 回計画しているようですが、定例会では何回予定しているのでしょうか。 計画策定の進捗に応じて、その都度定例会にご報告してまいりたいと考えておりますが、アンケート調査の取りまとめ、分析等を行い、骨子案を作成いたしますので、先ずは 9 月、あるいは 10 月の定例会にはご報告とご審議をいただきたいと考えております。以降、素案や計画案等についても同様に考えていました。 最終的には総合教育会議を開かなければなりませんので。 総合教育会議でお認めいただき公表となります。 よろしいでしょうか。 はい。 それでは質疑を終結いたします。議案第 8 号は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。 議事は全て終了いたしました。慎重なご審議を賜り誠にありがとうございました。
そ の 他	教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 次 長 教 育 長 教 育 次 長 教 育 長	7 その他、1) の各委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 ありません。 それでは、2) の 5 月行事予定について事務局からの説明をお願いします。 (5 月の行事予定について朗読説明「説明内容は記載を省略」) 5 月の行事予定について、ご質問等はありませんでしょうか。なお、28 日の久慈地方協議会の定例会には出来るだけご参加いただきたいと思います。 出欠の報告につきましては、5 月 12 日を期限とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 あと皆様にご案内がいつていると思いますが、5 月 17 日の小中合同体育祭は是非、1 回目でもありますのでご出席いただきたいと思います。いろいろ種目を絞ったようですが、やっぱりメーンは小学 1 年生から中

会議の経過		内 容
	大 村 委 員 教 育 長 教 育 次 長 教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長 教 育 次 長	学生までの全校リレーだと思います。どんなドラマが待っているか非常に楽しみにしています。委員の皆様には、小中合同の体育祭、28日の久慈地方協議会、29日の定例会をお願いしたいと思います。 すみません。29日の定例会を28日にすることはできませんか。 私は大丈夫です。 時間をずらして1日で行うということですね。皆さんはいかがでしょう。 午後1時から定例会をやって、2時30分には役場を出発して、午後3時からの協議会に出席する、ということでもよろしいでしょうか。 わかりました。 それではそのようにさせていただきます。ご提案ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。 ありません。 無ければ、3)その他について、委員の皆様からご発言があればお願いいたします。 ありません。 事務局からありますか。 ございません。
閉 会	教 育 長	無ければ以上を持ちまして、第1回普代村教育委員会定例会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

会議録作成者 教育長 三 船 雄 三

会議録署名人

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員